

PTA共済たより

令和元年11月25日

(一般財団法人) 熊本県PTA教育振興財団

発行責任者 曾我 邦彦

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7

(熊本県総合福祉センター4F)

共済金の受け取り方法が
変わります

熊本県PTA共済へのご加入につきましては、皆様のご理解ご協力により、共済制度や法人事業の運営、熊本県下の教育活動への支援を継続することが可能となっております。

これまで共済金の給付は郵便為替を使用しておりましたが、諸事情により、被災者（被災者が児童生徒等の場合はその保護者）のご指定の金融機関の口座への振り込みとなります。（令和元年10月の給付から変更）共済金給付請求の際は、共済契約者（単位PTA）にお届けいたしました新しい様式をお使いください。

平成30年度の共済給付

平成30年度中の共済金給付状況です。P災コースで計343件に対して52,157,000円、安互コースで計92件に対して7,794,000円の給付が行われました。負傷のうち、歯の破折や欠損等で医療保険が適用されない部分について、歯科特別共済金を給付しています。事故のほとんどが学校管理下で発生しており、小学校45件、中学校22件、高校17件、計84件となっています。中学校・高校では部活動中の事故が多い一方、小学校では授業以外の時間帯の事故が多くなっています。

＜P災コース給付件数＞

平成31年3月31日現在

発生日度	死亡	後遺障害	交通事故	負傷
27年度分	0	3	1	7
28年度分	0	8	17	52
29年度分	0	1	75	23
30年度分	2	1	97	56
計	2	13	190	138

＜安互コース給付件数＞

平成31年3月31日現在

発生日度	死亡	後遺障害	交通事故	負傷
28年度分	0	1	0	9
29年度分	0	1	3	20
30年度分	0	0	1	57
計	0	2	4	86

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団

熊本県PTA共済・平成30年度の加入状況

(平成31年3月31日現在)

P災コース

児童生徒教職員(PTA会員)指導者特別団体

団体	加入数	加入率
小学校	96,191	98.0%
中学校	47,535	98.6%
高校・高専・支援	50,817	96.2%
特別団体*	520	—
教職員・指導者	17,639	—
計	212,702	

安互コース

PTA会員(保護者)準会員活動の指導者支援者

学校	加入数	加入率
小・中学校	109,993	99.8%
公立高校	29,711	99.6%
私立中学・高校	11,058	84.3%
特別支援学校	1,891	99.3%
準会員・指導者等	2,327	—
計	154,980	

*特別団体：地域のボランティアが組織を作り、児童生徒を対象に、スポーツ活動をしているもの
(総合型地域スポーツ、NPO・営利団体によるものは除外、平成30年度までで加入は終了)

安互コース事故発生状況

平成30年度の事故報告数は125件で、やや増加しています。事故発生は、ミニバレー等の球技中の負傷が63%で最も多く、次いで運動会・体育大会関連10%、美化作業などの奉仕活動8%、バザー4%、交通事故4%、総合・会議等が3%となっています。

給付の内容では、アキレス腱断裂8件、骨折・脱臼21件、捻挫・靱帯・筋・腱損傷29件でした。最高給付額30万円を超える負担のあった大きな負傷、長期の療養を要するものが増加する傾向にあります。事故の発生を防止する準備とともに、事故発生時はできれば当日中に医療機関を受診し、早期に治療を始めていただきますようお願いいたします。

特別団体制度の廃止について

～小学校部活動の社会教育への移行に伴う変更～

平成30年度まで、熊本県PTA共済制度には、県内で活動する「本財団の認めるスポーツ団体（特別団体）」も加入契約を結ぶことができる特別団体制度がありました。小中学校の学校管理下では実施できない種目等について、部活動を補完するものとしての特別団体を認めていました。しかし、小学校の部活動が社会教育に移行されることになると、これらの団体すべてに対応することは、本財団の力では困難であることが判明しました。その結果、令和元年度以降、特別団体制度は廃止となりました。

様々な団体活動の参加者の事故に対する補償制度として「スポーツ安全保険」（公益財団法人スポーツ安全協会）があり、4名以上のアマチュアの団体（スポーツ、文化活動、ボランティア活動など）が加入することができます。団体の指導者や参加する児童生徒に加え、保護者の方々も加入することができますので、当該保険へのご加入をご検討ください。

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団

令和元年度 第1回理事会
第1回評議員会が開催されました

令和元年5月30日（木）に第1回理事会、ついで6月26日（水）に第1回評議員会が開催されました。第1回理事会では、本財団の平成30年度の事業報告、決算及び実施事業等会計、PTA共済審査委員会委員選任、評議員会開催について提案され、いずれも承認されました。評議員会では、平成30年度決算、理事選任について審議・可決されました。評議員会に引き続き、コンプライアンス研修会が開催され、職場におけるハラスメントについて理事、評議員などが研修をしました。

＜令和元年度・評議員＞

NO	役職	氏名	任期
1	評議員	赤星 政徳	～ 令和元年度
2	評議員	池邊 利昭	～ 令和元年度
3	評議員	緒方 明治	～ 令和元年度
4	評議員	長船 法文	～ 令和元年度
5	評議員	坂本 隆生	～ 令和元年度
6	評議員	中村 慶治	～ 令和元年度
7	評議員	西村 浩二	～ 令和元年度
8	評議員	細野 英彦	～ 令和元年度
9	評議員	八十田 宏	～ 令和元年度

＜令和元年度・理事（役職等）＞

NO	役員	氏名
1	理事（理事長・学識経験者）	曾我 邦彦
2	理事（常務理事・学識経験者）	大久保 了
3	理事（常務理事・学識経験者）	森 徳和
4	理事（常務理事・学識経験者）	片渕美和子
5	理事（常務理事・学識経験者）	吉村圭四郎
6	理事（常務理事・学識経験者）	田上 明仁
7	理事（学識経験者）	養田 淳美
8	理事（公立高等学校校長会）	和久田恭生
9	理事（公立高等学校PTA連合会）	夏木 良博
10	理事（小中学校長会）	竹下 恒範
11	理事（私立中学高等学校協会）	山田 和徳
12	理事（熊本県教育庁）	平江 公一
13	理事（熊本市教育委員会）	香山 悟
14	理事（熊本県PTA連合会）	村崎 一英
15	理事（熊本市PTA協議会）	松島雄一郎
1	監事（元熊本県小中学校長会長）	角居 恭一
2	監事（元熊本市PTA協議会長）	緒方 玲子

*理事定数：10名以上15名以内

財団の会計状況

＜平成30年度財団収入＞

共済掛金収入（純掛金＋付加掛金＋法人運営費）として137,459,377円、財産等運用収益（利息）769,452円、収入合計は138,228,829円でした。児童生徒数の減少などにより、掛金収入は前年度より437,590円少なくなっており、この傾向は今後も続く状況です。

＜平成30年度財団支出＞

本財団の会計は公益事業、共済事業、法人運営に分かれており、ご加入の皆様より頂いた掛金は、共済事業と法人運営に使用されます。公益事業にかかる費用は、財団の公益目的会計より支出されます。

＜共済事業＞

P災コースでは、平成27年度～30年度に発生した事故等に対して、計52,157,000円が共済金として給付されました。安互コースは平成28年度～30年度に発生した事故等に対して、計7,794,000円が給付され、給付総額は59,951,000円でした。前年度より18,411,000円増加しました。IBNR備金は、報告を受けた事故に対する共済金給付に備えるもので、現在46,125,714円が準備されています。

＜安全普及啓発事業＞

各学校にお預けしているAEDについては、将来のAED本体の交換に備え、救命救急引当金として10,000,000円を支出しています。現在5000万円が準備されており、令和2年度にはAED本体の交換が予定されています。平成30年度中のAED使用後などのパッド交換に54,000円が支出されました。学校における安全普及啓発に関わる活動への助成として、12,480,120円が支出されています。

＜平成30年度財団支出の内訳＞

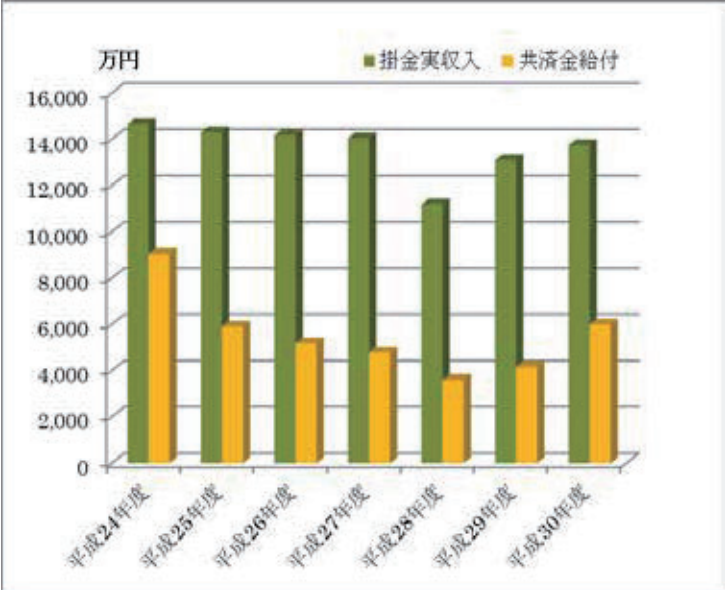
健全育成支援(公益事業)	助成金 人件費等	11,645,381円 516,050円
	計	12,161,431円
共済事業	共済金給付	59,951,000円
	文書料	1,829,793円
	助成金	12,480,120円
	救命救急（AED）	54,000円
	印刷製本費	4,519,206円
	会議・交通費、謝金	4,098,208円
	救命救急引当金	10,000,000円
法人会計	IBNR備金繰入	6,610,229円
	人件費・通信費等	1,993,240円
	人件費・事務費等	9,034,175円
計		128,369,971円

1

2

3

《 共済掛金収入と給付の変遷 》



共済給付額は平成 24 年度（財団法人化の前年）は 8000 万円を超過していましたが、その後は 6000 万円以下で経過しています。法人の運営と共済制度の維持管理には年に 3000 万円程度が必要であり、共済金給付額が 8000 万円を超えないことが望めます。現時点では、ご加入の皆様、共済契約者である単位 P T A のご理解ご協力のお陰で、運営に支障をきたす状況ではありません。

平成 3 0 年度共済事業報告
(支出金額)

《 共済たよりの発行、ホームページ管理 》

共済制度の運営状況や財団の事業についてのご報告、共済に関するお知らせなどを、ご加入の皆様にお届けしています。またホームページでは、共済の約款や申請の各種様式などを掲載しています。ご加入や事故の発生時・給付申請時にはこれらをご利用いただけるようになっています。

(1,499,072 円)

《 共済の手引き・チラシの配布 》

共済契約者である単位 P T A や特別団体に、共済の手引きを各 5 部、毎年度初めには加入ご案内のチラシを学校にお届けしています。

(手引き 3,400 部、チラシ 218,000 枚作成)
(2,023,510 円)

《 救命救急パンフレットの配布 》

救急蘇生や A E D 使用の啓発のために、各学校の新入生を対象に救命救急法のパンフレットを配布しています。ご家庭でも、緊急時にお役立てください。

(57,000 枚作成、1,072,224 円)

《 A E D パッド交換 》

A E D が適正に使用されるために、使用後などに新しいパッドをお届けしています。平成 3 0 年度中には 5 枚の交換を実施しました。

(54,000 円)

《 P T A 諸団体への広報活動支援 》

P T A 諸団体の事故防止啓発活動、共済制度の広報活動について、共済事業の一環として支援をしています。また、毎年度初めには県内の複数の場所で共済についての説明会を開催しています。

熊本県 P T A 連合会	500,000 円
熊本市 P T A 協議会	450,000 円
県公立高校 P T A 連合会	300,000 円
各都市 P T A 団体	1,250,000 円
県 P T A 研究大会封筒	63,180 円
計	2,563,100 円

《 子ども見守り支援 》

小学校区単位で実施されている児童の登下校の見守り活動に対して、「子ども見守り支援事業」を実施しています。県下の 3 2 0 校に、それぞれ 3 万円を上限として支援を行いました。児童の安全を確保するために、本共済にご加入でない学校へも、同様に支援を行っています。

(総額 9,517,000 円)

学校安全対策研究支援

熊本県教育委員会指定の下記の学校へ、研究助成をしています。

上天草市立松島中学校	100,000 円
------------	-----------

体力作り実践研究支援

熊本県・熊本市教育委員会指定の下記の学校へ、研究助成をしています。

宇城市立豊川小学校	100,000 円
あさぎり町立あさぎり中学校	100,000 円
熊本市立植木小学校	100,000 円

公益目的事業

《 事業・団体への助成 》

熊本県下の児童生徒等の健全育成に必要な事業、学校活動に関わる保護者の安全確保のために実施される啓発・調査・研究・対策等に関する事業などに対して、共済事業とは別に本財団の公益目的事業として、県の認定を受けた下記の事業に助成をしています。

助成金はそれぞれの事業を主催する団体で、大会や研修会等の参加者の安全確保のために使われています。

(総額 10,735,000 円)



《 障がいのある子どもたちの

読書活動支援 》

特別支援学校の読書環境の充実に向け、毎年補助をしています。平成 3 0 年度は応募のあった 2 1 校に対して助成をしました。

(総額 910,381 円)

(助成校) 熊本聾学校、盲学校、荒尾支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校、松橋支援学校、芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校、松橋西支援学校、松橋東支援学校、ひのくに高等支援学校、かがやきの森支援学校、かがやきの森支援学校分教室、熊本大学教育学部附属特別支援学校、熊本支援学校、大津支援学校、八代支援学校、平成さくら支援学校



(団体・事業への公的目的助成)

県小学校体育連盟助成	1,000,000 円
県中学校体育連盟助成	2,000,000 円
県高等学校体育連盟助成	1,500,000 円
県性教育研究大会助成	150,000 円
スペシャルオリンピックス熊本助成	100,000 円
熊本市退職校長会助成	100,000 円
熊本市養護教諭会助成	100,000 円
熊本県 P T A 連合会助成	1,500,000 円
熊本市 P T A 協議会助成	655,000 円
熊本県公立高等学校 P T A 連合会助成	290,000 円
私立中学高等学校協会助成	150,000 円
熊本県小学校教育研究大会助成	100,000 円
全九州中学校長研究大会熊本大会助成	200,000 円
熊本県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会研修会助成	200,000 円
特別支援学校 P T A 連合会	145,000 円
郡市 P T A 団体助成 (計)	2,545,000 円
計	10,735,000 円

A E D のご使用について

A E D は必要な時に作動しなければ、設置している意味がありません。A E D が正常に作動するかどうかは、機器のインジケーターを確認してください。この確認はできれば毎日実施していただきたいのですが、どなたでも、設置してある A E D にお気づきの際に、A E D 機器をのぞいて見ていただければ幸いです。

＜インジケーターの確認＞

機器の中の明かり（インジケーター）が点滅している（点いたり消えたりを繰り返している）場合は正常です。インジケーターが点灯したままである、点灯していない、内部で異常音がする、などの場合は、機器が正常に作動しない危険性があります。速やかに、本財団あるいはサポートサービスまでご連絡ください。

財団には複数の A E D を常備しています。大規模なスポーツ大会等の開催時には、申請により大会開催期間中の貸し出し（無料）をしていますので、財団までご連絡ください。



小学校部活動の社会体育への移行に際し、
P T A 教職員会員の共済加入について

学校部活動は、その学校の全ての教職員の方方のご協力によって児童生徒等の安全な部活動参加が可能になっています。この状況を踏まえて、本共済では P T A 教職員会員の方々は、部活動指導者として P 災コースへの加入を認めてきました。同時に、部活動に関わることのない会員である場合は、安互コースへ加入をいただいています。

本年度より熊本市を除く県内小学校運動部活動が社会体育に移行することになり、学校に部活動がなくなるところが出てきました。文化系の部活動がある学校では、部活動に教職員会員の指導がこれまで同様、欠かせないものとなりますが、部活動が全くない学校では、部活動の指導がなくなるので、教職員会員は安互コースへの加入のみとなります。

共済規程では、これまでこの状況を想定していなかったため、この点を明記しないまま経過してきました。現在、諸規程の見直しを進めておりますので、改定後の次年度の手引きをご参照ください。

共済 Q & A

Q：年度途中の共済加入はできますか？

A：P T A 共済の共済期間は 1 年（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ですが、年度途中でも追加加入ができます。共済契約者（単位 P T A）が年度途中で契約をすることもできますし、すでにご加入の P T A であれば、県外からの転入などによる加入者の追加もできます。年度の 7 月 1 日以降に追加加入の手続をなさる場合は、掛金が加入時期によって減額されます。（加入日を含む月から年度末 3 月までの月数によって掛金が決まります。）

Q：プール指導者が 7 月になって決定した時は、加入手続きはどうなりますか？

A：単位 P T A で、追加加入の手続きを取ってください。校長の委嘱を受けたプール指導に当たる方の氏名等を加入者名簿に記入し、掛金を納入します。この場合 7 月からの加入ですから掛金は 113 円になります。

Q：年度途中で県外に転出する場合、掛金の返金はありますか？

A：共済に加入している児童生徒等あるいは P T A 会員が熊本県外に転出する場合は、これらの被共済者からの請求がある場合は、契約の解除がなされます。（手続きは単位 P T A を通じて行います。）掛金は、転出日を含む月までを経過期間として、残りの期間（次の月から 3 月までの月数）に応じた金額を返金しますが、100 円未満の金額については返金しないこととなっています。

Q：通学にバイクを使用している場合、自損事故について、共済の適用はありますか？

A：共済に加入している場合は、交通事故共済金の適用を受けることになります。事故証明が必要になりますので、警察への連絡を済ませておいてください。自転車通学の場合は、自損事故は通常の学校管理下の事故として扱われます。

Q：高校の卒業式の後に、部活動に参加したりクラス会を実施したりする場合は、共済の適用はありますか？

A：本共済の適用は加入年度の末（3 月 31 日）までとなっています。この日までに実施されるのであれば適用を受けますが、学校管理下とはならないので、いずれも P T A 会長承認行事としての手続きをなさってください。生徒は P 災コース、P T A 会員は安互コースが適用されます。ただし、飲酒等は禁止です。

(熊本県 PTA 研究大会球磨大会)



＜事務局たより＞

元号が平成から令和に変わった最初の年、明るいニュースもたくさんありましたが、全国各地で猛威を振るった自然災害や予測不可能な事件・事故等で、尊い命が奪われたり、生活に大きな支障をきたす状況が起こったりしています。

昔から「備えあれば患いなし」とはよく言ったもので、本財団でも PTA 共済への加入や A E D 設置など、最悪の状況を想定し、子どもたちや保護者の安全・安心を保障するお手伝いをしたり、PTA の様々な活動の支援をしたりしてまいりました。

運動部活動の社会体育への移行や特別団体の廃止、共済金の給付方法の変更等、時代の変化や要請に応じた各種システムが変わりますが、一層充実するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 中村貞二

事務局では、共済契約者（単位 PTA）の皆様からの加入申し込み、事故報告、給付請求、各種ご連絡・ご質問をお受けしています。

平日（月曜～金曜）、9 時～17 時
(年末年始は休業)

0800-200-5553

(携帯電話からも使える通話無料の電話)

* 通常電話、FAX でのご連絡も受け付けています。

電話： 096-278-8811

FAX： 096-223-7117

* ホームページもご利用ください。

<http://www.kumamoto-psai.net/>

事務局長：中村貞二

事務局員：P 災コース担当：平居由香

安互コース担当：川下佳津恵

